

2019.07.01

関西に梅雨入り前に台風がやってきたのは初めてです。梅雨入りも歴史上一番遅い日となりました。全国各地では極地豪雨、雹が降る等々おかしな天候です。

日経新聞によると国の2018年度の税収が60兆円超になることが6月26日に分かった。バブル期の1990年度を超えるのは間違いなく、過去最高となりそうです。これで消費増税は必要なのでしょうか？2014年の消費増税がもたらしたものは何だったのか？安倍政権の経済政策の何が間違いだったのか？それは景気がまだ回復途中であるにもかかわらず、消費税の増税を行ったことだ。増税は、本来景気の過熱を抑制するための政策だ。しかし、景気がまだ上昇しきっていない2014年4月の段階で行ったことで、景気回復に水をさし、単なるマイナスの効果しかなかった。最悪のタイミングで、消費税をアップしたことになります。日本のGDPが約517兆円。これが、2014年3月には実に約535兆円にも達していた。ところが、2014年4月の8%消費税率導入を境に、状況が一変した。2014年度第2四半期までに、GDPが一気に約14兆円も急落してしまった。その後も日本のGDPは伸び悩み、それと並行して、せつかく上昇していたインフレ率も下がることになった。

10月1日から消費税増税を実施しようとしています。この時期に増税するとはアホかと思います。「財政再建のためには消費増税やむなし」という考えが、どれほど危険で、滑稽なことか？すでに「不況下の消費増税など、とんでもない」と思っていますが、世間の常識は財政再建が幅を利かしています。日本の失業率を増加させ、自殺者数を増やすという最悪の結果を招くのではないかと危惧いたします。このところの政治は一部の大企業、大金持ちのために行っているのかと錯覚してしまいます。前から言われています通り消費税は逆進性そのものです。消費税増税を行った金額分が法人税と所得税の減税に使われています。国民のフトコロは寒く、余裕がありませんので、人心の荒廃が全ての世代に生じており憂慮すべき状況です。

このような時期に増税ですので、税率アップの負担感を軽くするために、軽減税率制度導入が図られます。実質は何も軽減ではないのです。消費税の計算で仕入税額控除の方式として、区分記載請求書等保存方式が導入されます。請求書等の記載事項として「売上に軽減税率対象の品目がある場合はその旨」「税率ごとの合計額」が追加されます。4年後には、適格請求書保存方式となり、さらに「発行事業者の登録番号」「税率ごとの対価の合計額（税込又は税抜）と適用税率」「税率ごとの消費税額（合計）」が記載事項に追加されます。2段階での対応が必要になりますが、最初から適格請求書に対応した様式も認められます。レジや請求書発行システムのほとんどは、適格請求書に対応した改修が行われているようですが、自社の様式を確認しましょう。独自様式による請求書を使用している場合は、4年後を見越した様式変更か、最低限、区分記載請求書に対応させるかを検討しましょう。

10月から、「キャッシュレス・消費者還元事業」が始まります。この制度は、対象店舗でキャッシュレス決済をした消費者に購入金額の5%（フランチャイズ傘下の中小企業は2%）をポイント還元する制度です。中小企業には、ポイント発行や端末導入費用の負担はなく、期間中は手数料が引き下げられるなど参加しやすくなっています。消費者還元事業を行う事業者は登録が必要です。ご確認を！